

〈史料紹介〉

西園寺家所蔵『万一記』

新田英治

学習院大学史料館が西園寺公友氏から借用し、平成七年二月現在整理中の史料群の中に『万一記^{条々義}』と題する冊子がふくまれている。

『万一記』は、鎌倉末～南北朝初期の公卿万里小路宣房(一二五八～一三四八)の日記で、その記名は、宣房が従一位まで進み、万里小路一品と称されたことに由来する。原本は伝わらず、写本も日記のごく一部分のみ、正安三年(一二三〇)四月～十月、徳治元年(一二三〇)六月、文保三年(元応元年、一三一九)正月、元応二年四月～七月、同三年(元亨元年)正月～二月から、各月数日条を抜萃したものと、建武元年(一二三四)八月十七日一品拜賀記の別記が伝えられているに過ぎない。しかし、当時の朝廷の訴訟制度をはじめ、後宇多院政の一端を窺い知ることができる貴重な史料として知られている。

この中、正安三年の分は、

明応九年春正月廿五日抄出之畢

大学頭正四位下行少納言兼侍從文章博士大内記菅原朝臣（花押）

という奥書を有する抄出本が猪熊家に蔵されていて（大正十五年九月、東京大学史料編纂所で影写、架番号³⁰⁷³97）、明応九年（一五〇〇）正月に東坊城和長（一四六〇～一五二九）が抄出したものであること、これを祖本として、後世写本がつくられていったことがわかる。

つきに、文保三年（元応元年）・元応二年・同三年の分についてみると、東京大学史料編纂所に『贈左閤御記^{一名方一記二二三}』（井上通泰氏旧蔵、昭和九年十二月写、架番号²⁰⁷³51）の名で、「二」に右の年紀の分の抜萃が、「三」に建武元年一品拜賀記が収められている写本が架蔵されており、「二」の奥書に

明応八年九月十七日此記抄出畢、於本有不審之事、重可改矣、

大学頭「 」少納言侍從文章博士大内記菅原朝臣和長^{四十}歳

以東坊城本写畢

永正十五年十一月廿一日右中弁秀房

と記されていて、明応八年（二四九九）九月に東坊城和長が抄出したものを、永正十五年（一五二八）十一月に万里小路秀房（一四九二～一五五一出家）が書写したことが知られる。

このほか、『国書総目録』（岩波書店）によれば、内閣文庫・宮内庁書陵部などかなりの文庫や大学にこの年紀の『万一記』写本が蔵されていることがわかる。いずれも江戸時代以降の写しで、一々当ってはいないけれども、もとなっているのは東坊城和長の抄出本であろう。

ところで、西園寺家所蔵の『万一記』（以下、西園寺本と称する）であるが、この冊子は、文保三年正月十三日・五日・十九日、元応二年四月十一日、五月十一日・十四日、六月五日、七月十九日、元応三年正月廿三日の各条を抜萃したもので、縦二六・九糎、横二二糎、表紙・裏表紙ともに十五丁から成っている。

この抄出本は、奥書の部分を切断されて欠いているが、何時、誰によってつくられたものであろうか。結論を先に述べれば、この西園寺本こそ、前記『贈左閤御記一名万一記二』の奥書に見える、明応八年九月十七日、東坊城和長の手に成った抄出本そのものであると考える。そう考える理由は、以下の通りである。

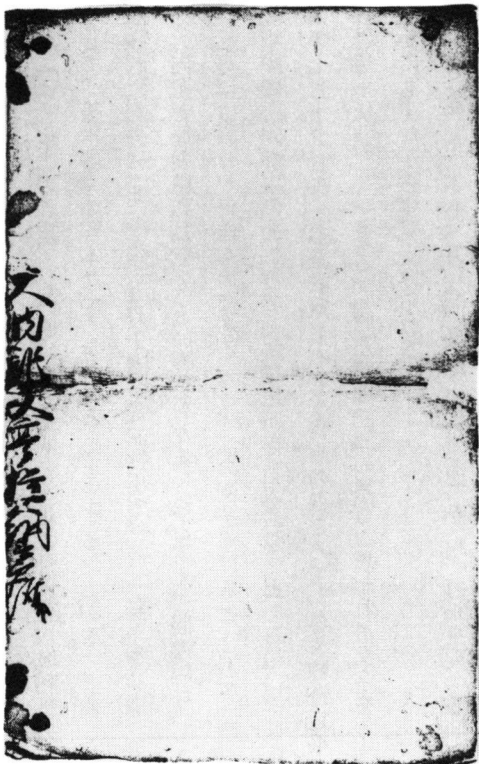
(A) 西園寺本と前記猪熊本とを比べてみると、まず書体が酷似していて、同一人の筆蹟と認められること。紙の大きさも同じであること。ただ、西園寺本の方が猪熊本よりも一丁当りの行数が多く、詰めて書いてあるが、これは問題にするまでもなからう。

(B) 紙背文書に長享三年（一四八九）、延徳三年（一四九一）の年紀のあるものがあって（図一）、西園寺本の成立を明応八年（一四九九）とする見方と矛盾せず、むしろこれを裏づけるものとも考えられること。

(C) 表紙のつぎの紙背に「大内記文亭権大納言実隆」という十一文字が見え（図二）、これは三条西実隆が、「大内記文亭」に充てた書状の封紙と認められるが、この大内記が東坊城和長であることは、例えば『実隆公記』明応八年六月十五日条の左の記事によってほぼ間違いないものと考えられ、実隆からの書状を受取った和長がその封紙を用いているのであるから、このことを西園寺本が和長の手に成ったと見る有力な傍証とすることができると。

御經供養御所役
 長享三卯廿八
 中御門新大納言 按察使
 山科宰相
 俊名朝臣 章長
 卜部兼致朝臣 菅原爲学
 同十二月廿七
 勸修寺大納言 小倉宰相中將
 家幸朝臣 在数朝臣
 延德二十一廿七
 中御門新大納言 中院宰相中將
 以量朝臣 藤原資直
 宣秀
 延德三十一廿七
 源大納言 山科宰相
 俊名朝臣 清原宣賢

〔圖Ⅱ〕



予下知躰

口宣一枚

丹波頼量宜止去七日從四位下位記事

右奉入如件

六月九日 權大納言実隆

大内記文書

謹賜預口宣一枚

丹波頼量宣止去七日從四位下位記事

右宣旨早可令下知之状謹所請如件

六月九日 大内記菅原和長請文

おおよそ以上の理由で、西園寺本こそ明応八年九月に東坊城和長の手に成った抄出本そのものであり、これを祖本として、後世多くの写本がつくられたものと考えるのである。前述したように十一丁の後半は切断されているが、切断された部分に「明応八年九月十七日此記抄出畢、於本有不審之事、重可改矣、大学頭正四位下行少納言侍從文章博士大内記菅原朝臣和長四十」という奥書があったと考えて間違いないであろう。

転写には誤りが付きものである。一、二の例を挙げると、前記『贈左閤御記一名万二記』元応二年五月十四日条、嵯峨殿御所間奏事のところで「無秘之所存感天道歟」とあるのは、西園寺本によれば「無私之所存感天道歟」であり、同年七月十九日条、参議衣冠直衣時平伏事のところで「冬季卿迹定平伏直衣持笏」とあるのは、西園寺本によれば「冬季卿迹足平伏直衣持笏」である。『贈左閤御記』の誤写と思われる文字を西園寺本で訂正し得る箇所は、一々指摘しないが、ほかにも少なからず見受けられる。

一方、西園寺本も『万二記』の抄出本であるから、訂正を要する箇所が何か所かある。例えば、第四丁(ウ)十行目の「近年逐日」は「近年逐日」、「勤府役之輩不幾」は「勤府役之輩不幾」であろうし、第五丁(オ)二行目の「緯之条

差」は「緯之參差」であろう。また、第五丁(オ)十一行目の「上下訴人可停献芹」の「芹」の字を疑って、「料敷」と傍書し、あるいは「本」と注したりしているが、これは「献芹」でよい。この西園寺本の傍書が和長自身によるものか、後人の施したものか、判断は難しいが、本文と同筆、すなわち和長が抄出した後、読み直して書き入れたものように思われる。

以上、西園寺家所蔵『万一記』について略述したが、要するに、猪熊本と一連の東坊城和長の手になる抄出本であり、現存する『万一記』の文保三年〜元応三年分の抄出本の祖本とすべき貴重な史料ということである。
左にその積文を掲げる。

萬
一
記
条々義

*朱の丸印は○、朱の合点は∟の符号で示した。
*漢字は原則として正字とした。

仙洞評定事始中終也

神事興行事付神宮臨時祭事公家御祈料所事仙洞御祈料所事
代初勸賞内外宮祓巨一階事諸社造營事公卿勅使事

擇德行才庸可被授官職事

評定衆傳 奏等可被清撰事付女房口入事

可被興行文學事付弘文館大學寮事

諸社諸寺可被停 勅役并雜役事

諸寺別當事付南京七大寺・北京六勝寺事

敘位下名事

東大寺八幡神輿入洛事

文學條事

最勝講寒水手長事六位不可上殿
上事

於御前蹲踞動座事

大辨着床子座作法事

參議衣冠直衣時平伏事付持笏不持事

參議續内弁事

依神木入洛春日祭延引事

┌

(2才) 萬一記萬里少路一品宣房卿記

○文保三年正月十三日、天晴、仙洞評定始也、出御評定所、左大臣

已下參着、沙汰事、吉田前中納言伺申處、神事興行事可有其

沙汰旨、被仰下之、予發言、奏云、

神事興行事、祈年・月次祭已下年中恆例神事、如式可被

興行、近年、緣事所司不具、以一身兼萬方行事官、不相待上

卿內侍參押而行之、兼相尋具如法可行之、諸國役幣料

已下事、去年有其沙汰、藏人方大藏省注進之、官方分子

今不注進、取整可被相催歟、神宮条々先可有其沙汰、內

外宮正殿・別宮假殿遷坐、忿可被遂行、內宮心御柱、去年爲

嵐澆落、外宮心御柱溫樣歟、內宮別宮瀧原並等殿舍及

朽損、御躰被侵雨露、外宮別宮荒祭、月讀宮盜人參昇、

盜取神寶、有^{假殿}殿遷宮、可被。獻神寶、而先御代無沙汰之、

當代又然、是則用途無其足之故歟、神宮領闕所事、天慶・」

天祿以來、或被載宸筆宣命、或被下不易宣旨、往代奉

寄神領也、而當時知行之新主有罪科者、雖被改彼知

行、神宮官領不可有相違之處、先御代稱闕所、或爲朝恩

被知行男女、或寄附佛閣、當御代亦如此、神慮難測、以件

(2ウ)

(3才)

所々被返付神宮、云内外兩宮正殿・別宮(總)殿御裝束并

別宮神寶等用途可有其沙汰哉、次神宮臨時祭事、推古

天皇廿一年、降神語託教而行之、連綿無絕云云、而公家御

臨時祭
祈料所益田庄一乘院僧正・仙洞御祈料所藤直卿壬生川御

厨ハ如此、而公家御分、稱無沙汰不行之、嚴密有其沙汰、可被

遂行哉、代初勸賞内外宮正權祢亘一階事、代々宣下之、

而今度于今無沙汰、賜爵一級者聖代之仁政也、任先例可有

其沙汰哉、諸社造營事可有其沙汰、松尾社正殿雖有造營、

無遷宮號、新造社頭又及朽損歟、梅宮社者神體被侵雨

露給歟、大原野社被寄附能登國、沙汰之趣被尋關白、可

有沙汰歟、吉田社代々被付料國、或被下見用、近則正治甲斐、

建保信濃、延應參川、文永諸國并武家公事用途也、近

年無沙汰之間、社壇破壞、無先規有封之社猶被付料國、況

乎於無封之社哉、料所當時無其所者、被仰合關白并社家、

如召功事、被仰關東、可有其沙汰哉、園韓神社造營事、代々

被付料所、有其沙汰、近代無沙汰之間、社壇被鎧荆棘、神躰被

侵雨露、冥慮難測、延曆年中遷都之時、造宮使等可奉移

他所云云、其時神託宣云、猶坐此處奉護 帝皇、仍鎮坐宮

内省云、式（之九）或内々神靈驗揭焉也、不日可有營作沙汰哉、代

始神事可有興行、即位翌年沙汰条々

公卿勅使事、後朱雀院・後三条院・土御門院、兩社行幸事、

一条院・後朱雀院・後三条院・後白川院・高倉院・後嵯峨院、

一代一度大神寶、醍醐天皇・村上天皇・一条院・後朱雀院・後

三条院・白川院・堀川院堀・鳥羽院・高倉院・土御門院等是也、

任代々佳例、今年可有沙汰哉、已上如此、

吉田前中納言云、大概予所申無所。殘、祈年祭在近、被定奉行

弁、自兼日可有興行沙汰、中御門前中納言云、吉田前中納言

所申所存無相違、公卿勅使已下、諸國衰微難及歎之

趣申之、日野前大納言云、予所申無所殘歎之趣申之、

左大臣申云、予所申無所殘、諸國役幣料已下、無御免之義、一同嚴

密可有其沙汰、園韓神社造營事、急速可有其沙汰之趣

申之、勅定云、於神宮遷宮事者不及子細、然而恠異

事也、今日不及其沙汰之趣也、自餘事等不違于具記、

予書目錄

文保三年正月十三日評定

神事興行条々

一 祈年祭事

人々申云、幣料嚴密可致興行沙汰之由、可被仰下上卿弁等、

一 神宮臨時祭事

同申云、召陰直卿、委被問答定、念可被遂行、

一 代始勸賞内外宮正權祢豆一階事

(4*) 同申云、任先例可申沙汰之由、可被仰神宮奉行職事、

一 八神殿修造事

同申云、念可申沙汰之由、可被仰神祇伯、

一 園韓神社修造事

同申云、被付其足、急速可有沙汰、

一 參仕人

左大臣實泰 日野前大納言俊光

中御門前中納言經繼 吉田前中納言定房

一 宣房

予着束帶、其外人々皆直衣也、

○同記云

一 擇德行才庸可被授官職事

(47)

無官之邪者國家無敗、爲官被擇人、可被授哉、而近來爲

人被授官、因茲、德行文學之輩者不居其官、非器無才之仁者

居王官、或稱譜代、猥被授其官、上古以德行之仁被授官、子孫

相續其德、居官職者也、而未代之風、德行文學者不及列祖、

只以家之相續、稱譜代、居王官、本朝末代如此、就中、近日雖

有公事興行、上卿動及闕如、當時弁官多不遂結政初參、

或昇大弁、或轉。中弁、列見定考稱不遂初參、不參、仍先日列

見、依無弁官人數延引、待冬方朝臣所勞減氣、被遂行。京官

除目、申文內覽奏聞撰定之時、職事一兩人之外不候也、雖

有興行沙汰、近年逐日陵遲、又近衛將雖及數十人、勸府勸力

役之輩不幾、或府中之役、或殿上之任、多以及闕如、人數

之太多還招懈怠歟、尤可有沙汰哉、

一三仙洞評定衆傳 奏等可被清撰事

末代之風、居王官之輩者非王佐之器、以傳奏評定衆

(5才)

可謂王佐之臣、而不輔政道之仁爲見任、輔政道之臣者爲前

官、(參力)絳之條差末代之風也、而當時應傳奏評定八卦之

撰輩、無德行之間、無才庸之譽、或致所皇本、或爲虛名

爲如末代授王官之義歟、眞實被撰德行之仁、被清撰者、

(57)

如周武之十亂同志同德、佐政道者、蓋頭淳素哉、

一就一方訴詔、不被尋下論人、被下院宣所々、一同先被召

返、不日、被尋究理非、可有勅裁事

被召放之時者不被尋下、愁申之時者可被決理非之由

有沙汰之条、本知行之仁所申非無謂欺、然者先被召返

院宣、被尋究兩方、有裁斷之条、可相叶道理乎、

一上下訴人可停止獻芹料敷、有其聞者、云施者、云受者、可被

處罪科事

獻芹者訴人所愁也、然而申沙汰之人、受賄之時致丁寧、

不受之時有疎畧、仍乍歌炊費施之、然三其誠以領納之輩

可爲先、以獻芹之人爲後、廉潔之道古今極難欺、子罕本(可脱力)」

不受玉、以不貪爲寶、萬人可働此儀欺、

一可被興行文學事

爲人臣、若無文字業、不能知前言往行、是以、和德之聖代必

被賞文學也、唐家貞觀年中、置弘文館、以三品以上子孫、

爲其館生、我朝天長年中、以諸氏子孫、下大學寮、可令習

讀經史之由被施行、雖不置弘文館、雖不下大學寮、以

聽朝之隙、討論論敷墳典商畧一事之条、可爲興行之義哉、

一諸社司・諸寺執行可被停 勅役并諸家雜役事

社司之財寶悉是神物也、寺務之沙汰無非佛物、忽忘本

社・本寺之修治、令致 勅役・雜役之勤仕、冥慮有恐、自今

以後可被停止歟、

一恆例神事可有興行沙汰事

纔雖守式日、及深更、及曉更、不顧事之陵遲、以如形遂

行爲先、上卿弁者。奉行上卿弁等、兼日尋究、可

致興行沙汰之由、可被仰下哉、兼又祈年・月次已下大中

小祀幣物・供物等、近年逐日有名無其實、任建長・寶治・

文永例、可有興行沙汰哉、

一諸寺別當者 朝家重事也、仍必有僉議、所被定補

也、昔爲其寺求其人、仍重本寺、爲其人令賦給其寺、仍專

己用、興替只在人力、盛衰可依 朝議、

一南京七大寺者、別當募公請、被充俸祿之由存之、北

京六勝寺者、執務之仁偏貪寺用、皆忘修治、圓宗寺

者 後三条院勅願、爲六勝寺崇前建立之佛閣、法勝寺

者 白川院勅願、尊宗崇異于他、異代聖主諸御願寺中、以

此寺殊爲百王鎮護之地、可祈一天靜謐之由有本願

(7才)

御起請、此兩寺不日有修治沙汰者、定叶本願之冥慮歟、

此外願倒諸寺等、無力于修造之所々、其領付東寺・圓

宗寺・法勝寺等修理之

(6才) ○文保三年正月五日敍位也、左大弁宰相々氣色予目、

次書下名式兵下名号、三位已上不書之、四位以下書之、以新

第、新敍五位者依官次第、外記史・式部・民部諸司氏爵一院

宮給内臨時給也、藏人仍載兵下名

四名書様

四位
藤原朝臣某

五位

四世無位

六位

藤原某

年號月 日

假令相分式兵、如此書也、

公卿息敍爵ヲハ無位ト書之說アリ、此条雖有一說、

不可然、關白庶子一位嫡子ヲ無位ト書之、說々不同、

今度土御門中納言顯實子敍爵、此事雖不出理、不

可然之間、無位不可書之、

○同十九日評定

東大寺八幡宮神輿入洛事

人々申云、永仁以來遷坐之時、雖被奉安置東寺、依度々

狼籍、東寺申子細之上、被奉安置蓮華王院佛前之条、可

亘哉、

寺訴事

同申云、委有御問答、經御沙汰、可被治定、且張本事、殊可有」

其沙汰、

(77)

參仕人

實泰

左大臣

俊光

日野前大納言

有房

六条一位

經繼

中御門前中納言

定房
吉田前中納言 宣房

予令發言、其詞云、東大寺八幡宮神興入洛事、任永仁・延慶・正和例、可被奉安置東寺、依本末之相誦、論歎東寺貽所存之旨有其沙汰歟、然而、人道之爭論不可然、東寺鎮守

八幡宮也、同體之上不可有子細、云道理、云先例、奉安置東寺之条、相叶其理哉、勅定云、於東寺者、僧衆申子細、可(不脱力)

爲蓮華王院者、安置左女牛若宮事、雖有其沙汰、武家

不承引歟、前々雖有沙汰、無其實云云、治定之後、予書曰(總見)「(有脱力)」

(8才)元應二年四月十一日評定也、德政内文學事其沙汰、

文學條

一 紀傳輩採用事

終一史之後、被行課試、可賜燈燭料、終二史、文選課試及第之後、可被許獻策、方略輩近來人數甚多、云器用、云年齡、殊有尋沙汰、或賦篇章、或試史書、同可有勅許、兼又固守策勞、可被止臨時加階、但於稽古拔群之輩者、(抜)臨時(加階歟)非制限、

一 明經輩採用事

以小經被課試、可被許敍爵、讀申中經及第之後、可被授儒官、被試問五經大義、無殊失者、可被任博士、

一 明法輩採用事

令讀申律令、無殊失者、可被轉任尉、(近力)講律令義、可被敍五品、
被試問律令大義、可被授儒官、於追補賞者、(補)非此限、但於儒
官者、固可被擇其才、

(87) 一 算道輩事

居其職之輩、殊可研精其道、

一 醫陰兩道輩事

五位從上已前、同可有課試沙汰、

○五月十一日公家取勝講初日也、公卿關白已下濟々焉、頭春宮

亮資朝々臣奉行也、抑寒水手長事、重々有其沙汰、五位與

六位確執之条、小人之論也、六位有其便者、可昇長押上、無其

便者、不可昇可候小
被敷也、之由被仰下、先例六位於小板敷可傳之、不可

昇殿上之由有其沙汰、六位者可昇殿上之旨論也、而自禁裏

被仰合鷹司前關白之處、照念院禪閣弘安如此被計申之

由被申之、仍有此勅裁、而關白朝座以後被早出之間、不居之、

內府着座、右衛門權佐經季居之、藏人大內記藤原俊基於

於座下無其所之間、廻座上昇殿上、居經季上傳之云云、奇

(97)

怪事也、

(9才)

○十四日、天晴、參仙洞直衣、評定、依有其催也、頃之人々參集、有出

御、先賀茂社造營事有其沙汰、次 勅定曰、政道事、大綱當時

簡要公事用途等事可定申者、今日雜訴事可有其沙汰之

由、被相催之、而面々申子細之間、無可有沙汰事間、俄政道事

有其沙汰、自下臆議 奏也、前藤宰相雅俊卿申云、神事已下

任官事、被載德政篇目、可。逆行、雜訴事、不事問被下 院宣

事、論人訴申之時、可被尋下之由沙汰、先可被返付歟、

予申云、政道事、誠者天之道也、自誠而明曰聖、自明而誠

曰賢、聖賢之道誠之外無他、代々制符無其實、無益歟、今

年一節之終也、明年辛酉也、當革命、殊施德化、可被攘

其災歟、神事・佛事・任官、文學、雜訴、南都北嶺噉訴等、

被定条々篇目早、眞實可被逆行也、凡任官、爲官求人、可

抽德行才庸譜代恪勤之由被載之、然而居其官之仁施■

不被抽德行才庸、大畧被賞譜代歟、依之無輔佐臣、如形

令行陣公事許也、後嵯峨院以來、傳 奏評定衆可稱輔佐

歟、而近代彼輩又如任官成之、雖非其器、稱譜代、因茲、政

道追日陵夷者歟、次雜訴事、有愁之者致庭中、内々有出

御、可被聞食、庭中時當日有沙汰、可有聖斷也、庭中時當番公卿等必參候也、可休人愁歎、相傳之地可返付之条、前藤宰相所申無相違、所詮、四十餘条篇目必可被逆行之、遵取之書、詮取

一 傳奏評定衆事

唐太宗者、朝披經史、觀成敗於前蹤、晚接賓筵、訪得失於當代、如寬平聖誠者、近喚公卿、有識給、訪治術、夕召侍臣、求六經疑(疑)、和德常儀如此、今度及得失之議、奏皇化之至也、就之、傳奏評定衆等先度有黜陟之沙汰、而其後非才非行之輩相加歎、眞實可被行政道者、傳奏評定衆等事、可有研精沙汰哉、

女房口入事

魏文帝曰、婦人與政亂之本也、自今以後不得事於太后、(10才)以之案之、於太后猶誠之、於陪仕之女房哉、近日殊雖有禁制、猶有亂法之事歎、猶殊可被愼者哉、

嵯峨殿御所問 奏事々

一日萬機之政也、天下至廣千緒萬端也、而每月七ヶ日、西郊御所問、被聞 奏事之条、有人愁歎、當代御參籠賀

(10ウ)

茂之時、於被行聽斷事、旅所御所之時、奏事常儀也、眞

言御談義、雖無其隙、定刻限、可有奏事哉、次事早退

出之處、更闌夜深、有叩門之聲、尋聞之處、今日議奏

歡感之趣、按察大納言送此狀、爲述鄙懷、猥獻謦言早、

無私之所存、感天道歎、件狀爲誠子孫、續加之、

○同二年六月五日評定以後 上皇入御、相國以下蹲居、次相

國起座、法性寺前中納言・吉田中納言・予等不動座、頃之左

府被起座、法性寺前中納言・吉田中納言・予等令動座、抑御前

候時、不可致禮、於其外者可致禮之由、左府被申云云、仍

非御前之間、動座早、左府被申之趣不可然、雖御前、可致

禮之由、二条前關白被謗之云云、

○七月十九日

一 大弁着床子座時作法事

前黃門云、於大弁者、出入第一間柱內、自座下着之、其故者、

据者座下引之間也、此事故中納言不被示、而此事不審之

間、相尋故中御門大納言入道經任之處、如此被示之、尤有其謂、

一 參議衣冠直衣時平伏事

同云、衣冠之時、笏或持之、或不持之、衣冠持笏之時、大臣

逢之者、平伏勿論、直衣之時、不持笏平伏之条有其例

云云、二条大納言入道實季、教訓滋野井中納言、冬季、于時參議、富少路

殿御藥之時、大臣參之時、冬季卿迹足平伏、直衣、不持笏、有與之

由歌時大納言入道令自稱、

(114) 同三年正月廿三日、三条宰相云、節會繼內弁參議勤仕之時、

見宣命・見參目錄之時、納言座可見之由予先日示之、

(又在本)實仁・惟輔等朝臣者、於參議座之上可見之由存之旨答了、

此事相尋三条前內府之處、於納言座可見之由被示之者、

此事先日申入、法皇之處、於納言座可見之由被仰下之、

二条一位入道・坊城前大納言等又如此示之、此事參議勤繼內

弁之時、人以定令不審歟、仍爲後記之、

○二月四日、藏人中宮權大進光藤奏云、明後日六日春日祭也、

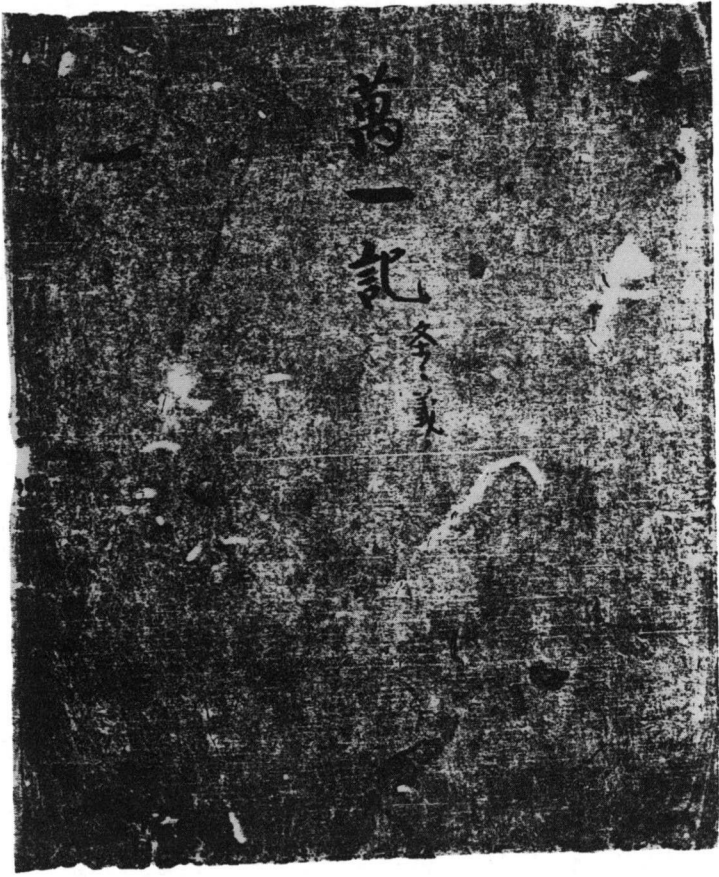
延引之由可、宣下歟、何樣可、宣下哉。予傳、者、奏之、神木入

洛之間延引之由、宣下之旨被仰下之、弘安仲兼卿爲職事

宣下、賢木依坐洛陽、使節難參社頭之由、宣下之云云、

其趣同、奏早、

○西園寺家所蔵『萬一記』の調査に当って、石田祐一・木村真美子・末柄豊・菅原昭英・本郷和人・益田宗諸氏に大変お世話になり、釈文の作成にあたっては本郷和人氏から多くの御教示をうけた。記して深謝の意を表する。



仙洞評定事 台中終
 神事興行事 付職官臨時冬事 公家所料行事 仙洞評定料行事
 擇德行才庸可收授官職事 代初職官御油小宮社區一階事 諸社造堂事 公卿勅使事
 評定衆傳奏亦可收清程事 付廿房口入事
 可收興行文字事 付於給大寺祭事
 諸社諸寺可化位 勅使并雜儀事
 諸寺別當事 付南宗七寺北宗六勝寺事
 勅使入行事 果本寺八情神與人陰事
 父学條事 六位不可上殿
 最勝講義火平長事 上事
 持印前踴躍動座事
 大辨着床子座作法事
 袈裟衣冠上殿時平伏事 付持勿不持事
 卷紙續由平事
 依本木八倍春日終延川事

萬一記

皇女路二宮室房辨記

○文保三年正月十三日天晴仙洞評定始也出御評定既左

已下忝着沙汰事吉田前中納言伺中處神事興行事可有其

沙汰旨被作下ノ事教言奏云

神事興行事祈年月次祭已下年中恒例神事如式可被

興行近年緣事所司不具以一身並方行事下不相待上

卿内侍春抄奉行ノ事相尋具如法可行ノ諸國役幣料

上下事去母有其沙汰沙汰藏人方大藏有注進ノ官方分行

今在注進取整可被相催次神宮祭々先可有其沙汰内

外宮正殿別宮假殿遷遷坐忘可被遂行内宮心外柱心外柱並

單食落外宮心外柱濕様候内宮別宮瀧原並大殿舍及

朽損御躰被侵雨露外宮別宮荒祭月讀言盜人奉拜

盜取神寶有鳥隱遷宮可被獻神寶而先御代無世々

當代又然其則用途無其足ノ故候神宮領所事天慶

同三年正月廿三日三条宰相云節會繼由并奏議勤仕時
 見言命魁泰目録時納言座可見由予先日示
 實信惟輔六朝下者於奏議座上可見由右旨為
 此事相尋三条前四府處於納言座可見由波下者
 此事先日中人法皇處於納言座可見由波下者
 二条一位入道坊城而大納言亦又以此示此事奏議勤繼因
 并時人定令不審仍為後記
 二月四日藏入中宮權大進是藤奏云朔後日春日冬也
 延下由可宣下如何採下宣下哉予傳奏神木入
 俗同延下由宣下旨波下弘安仲兼卿為職事
 宣下賢木依坐洛陽使希難泰社頭由宣下
 其趣同奏下